**○文部科学省告示第八十五号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十二条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を文化財登録原簿に登録したので、同条第二項において準用する同法第百九条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

（名勝地関係）

| 名称 | 所在地 | 地域 |
|---|---|---|
| 平木氏庭園 | 石川県金沢市菊川一丁目 | 三六三番一のうち実測一〇・八七平方メートル、三六三番二<br>備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を石川県文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 |
| 山田氏庭園 | 石川県金沢市長町二丁目 | 四九番のうち実測一七〇・七一平方メートル<br>備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を石川県文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 |
| 浮月楼庭園 | 静岡県静岡市葵区紺屋町 | 一一番一、一一番二一のうち実測九七・〇二平方メートル、一一番二五、一一番二九のうち実測二三・六六平方メートル、一一番三〇、一一番三一、一一番三二、一一番三三四、一一番三五<br>備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を静岡市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 |
| 旧八木商店本店庭園 | 愛媛県今治市波止浜二丁目 | 三七四番一、三七四番三、四〇二番、四〇三番一、四〇三番二、四〇四番一、四〇四番二、四〇五番、四〇六番一、四〇六番二、五二七番一、五二八番一、五三四番一、五三五番、五三六番一、七六六番二、七六七番、七六八番二、七六八番三<br>八番、九番、一二番二、一三番 |
| 旧豊山閣庭園（旧旅館田川） | 福岡県北九州市小倉北区古船場町 | 九番一のうち実測二五五六・六四平方メートル<br>備考　一筆の土地のうち一部のみを登録するものについては、地域に関する実測図を北九州市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 |
| 東南植物楽園 | 沖縄県沖縄市字知花上与那原 | 二一五二番、二一五三番、二一五六番、二一五七番、二一五八番、二一六〇番、二一六四番 |

**○文部科学省告示第八十六号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる登録記念物の登録を抹消したので、同法第百三十三条において読み替えて準用する同法第五十九条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

| 名称 | 関係告示 | 所在地 |
|---|---|---|
| マチカネワニ化石 | 平成二十六年文部科学省告示第百四十七号 | 大阪府豊中市待兼山町一番二〇 |

**○文部科学省告示第八十三号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表に掲げる記念物を天然記念物に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

| 名称 | 所在地 | 内容 |
|---|---|---|
| マチカネワニ化石 | 大阪府豊中市待兼山町一番二〇 | 大阪大学総合学術博物館所在のマチカネワニ化石一件 |

**○文部科学省告示第八十四号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる天然記念物に同表の中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表の下欄に掲げるとおりとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和七年九月十八日

文部科学大臣　阿部　俊子

| 上欄 | | 中欄 | | 下欄 |
|---|---|---|---|---|
| 名称 | 関係告示 | 所在地 | 地域 | 名称 |
| 徳之島明眼の森 | 平成二十五年文部科学省告示第四十二号 | 鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙字義名山 | 三〇七一番八、三〇八四番六 | 徳之島明眼の森・義名山の森・琉球石灰岩地森林植物群落 |

右の地域に介在する道路敷を含む。

| 上欄 | | 下欄 | |
|---|---|---|---|
| 名称 | 関係告示 | 所在地 | 地域 |
| 伊江殿内庭園 | 昭和六十一年文部科学省告示第九十七号、平成十三年文部科学省告示第二十六号及び平成十八年文部科学省告示第百二十号 | 沖縄県那覇市首里当蔵町二丁目 | 二二番、二三番三のうち実測七・四四平方メートル、一二三番五のうち実測六・〇〇平方メートル<br>備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県文化財担当部局及び那覇市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 |
| 納池 | 令和七年文部科学省告示第二十七号 | 大分県竹田市久住町大字久住字宮脇 | 九三二番一 |
| アマミクヌムイ | 平成二十七年文部科学省告示第百六十九号、平成三十年文部科学省告示第百九十六号及び令和元年文部科学省告示第八十五号 | 沖縄県沖縄市城前町<br>同　国頭郡国頭村字宜名真石山原<br>同　国頭郡国頭村字辺戸大敷原 | 三六六番一<br>一二八二番一のうち実測二八五五一・五三平方メートル<br>二七五番一のうち実測七三一四・〇六平方メートル<br>備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を沖縄県文化財担当部局及び国頭村文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。 |